



区分	お主な要件	内容	療育手帳			お問い合わせ先	
			A	B1	B2		
経済援護	<b>重度心身障害者介護手当の支給</b> <small>じゅうどしんしんしょうがいしゃ かいごてあて</small> <small>しきゅう</small>	<small>さいみまん ざいたく げつじょう じゅうどしょう</small> ・65歳未満で在宅6ヶ月以上のねたきりの重度障がいのある人(原則介護保険サービスを利用しておらず、自立支援給付を受けていない人に限る)を介護している人 <small>ひと げんそかいご ほけん りょう じりつ し えんきゅうふ う ひと かぎ かいご ひと</small> <small>しみんぜい ひかぜい せたい</small> ・市民税非課税世帯	<small>かいごしゃ しきゅう</small> 介護者に支給 <small>げつがく えん</small> 月額 10,000円 <small>ねんど じょうげんがく まんえん</small> (1年度あたり上限額10万円)	●			<small>しゃかいふくしか</small> 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	<b>特別障害者手当の支給</b> <small>とくべつしょうがいしゃてあて しきゅう</small>	<small>さいじょう ざいたく かた じょうどくべつ かいご ひつよう</small> ・20歳以上の在宅の方で、常時特別の介護を必要とし、おおむね次の障がいの程度を有する人 <small>つぎ しょう ていど ゆう ひと</small> <small>りょういでちよう</small> (療育手帳A,B1) <small>てちよう しゅとく しんせか</small> ・手帳を取得していなくても申請可 <small>しよとくせいげん</small> ・所得制限あり	<small>しょう ひと しきゅう</small> 障がいのある人に支給 <small>げつがく えん</small> 月額 29,590円 (R7.4～)	<small>いし しんだんしょう はんてい</small> 医師の診断書等により判定 <small>はんてい けつか じゅきゅう</small> (判定の結果により支給できない場合もあります)			
	<b>障害児福祉手当の支給</b> <small>しょうがいじ ふくし てあて しきゅう</small>	<small>さいみまん ざいたく かた じょうじかいご ひつよう つぎ</small> ・20歳未満の在宅の方で、常時介護を必要とし、おおむね次の障がいの程度を有する人 <small>しょう ていど ゆう ひと</small> <small>りょういでちよう</small> (療育手帳A,B1) <small>てちよう しゅとく しんせか</small> ・手帳を取得していなくても申請可 <small>しよとくせいげん</small> ・所得制限あり	<small>しょう こ しきゅう</small> 障がいのある子どもに支給 <small>げつがく えん</small> 月額 16,100円 (R7.4～)	<small>いし しんだんしょう はんてい</small> 医師の診断書等により判定 <small>はんてい けつか じゅきゅう</small> (判定の結果により支給できない場合もあります)			
	<b>特別児童扶養手当の支給</b> <small>とくべつ じどう ふよう てあて しきゅう</small>	<small>さい みまん ちゅうどいじょう しょう こ よういく</small> ・20歳未満の中度以上の障がいのある子どもを養育している人 <small>ひと</small> <small>しよとくせいげん</small> ・所得制限あり	<small>ふぼ また よういくしゃ しきゅう</small> 父母又は養育者に支給 <small>じゅうど げつがく えん</small> 重度 月額 56,800円 <small>ちゅうど げつがく えん</small> 中度 月額 37,830円 (R7.4～)	<small>てちよう うつ はんてい</small> ・手帳の写し(A判定のみ) <small>きてい しんだんしょ はんてい</small> ・規定の診断書により判定 <small>はんてい けつか じゅきゅう</small> (判定の結果により支給できない場合もあります)			

区分	お主な要件	内容	療育手帳			お問い合わせ先
			A	B1	B2	
経済	<b>障害基礎年金の支給</b> <small>しょうがい きそ ねんきん しきゅう</small> ・国民年金の被保険者又は65歳未満の人が国民年金法による1・2級以上の障がいとなったとき（保険料の納付要件あり） <small>ねんきん ほう きゅうじょう しょう ほけ</small> ・20歳未満で上記障がいになった人（20歳になったら申請） <small>はたちみまん じょうきしょう ひと さい しんせい</small>	<small>きゅう ねんがく えん</small> 1級 年額 1,039,625円 <small>さいいじょう ひと ねんがく えん</small> (69歳以上の人) 年額 1,036,625円 <small>きゅう ねんがく えん</small> 2級 年額 831,700円 <small>さいいじょう ひと ねんがく えん</small> (69歳以上の人) 年額 829,300円 (R7.4～)	<small>こくみんねんきんほうべつびょう</small> 国民年金法別表 <small>かにゅうねんきん しゅべつ</small> (加入年金の種別により申請先が変わります) <small>しんせい さき か</small>	医療介護課 43-6813 (TEL) 43-6892 (FAX) kokuho@city.ako.lg.jp または ひめじ ねんきんじむしょ 姫路年金事務所 079-224-6382 <small>あんない ばん</small> (案内1番) (TEL) 079-224-0838 (FAX)		
	<b>特別障害給付金制度</b> <small>とくべつしょうがいしゃきゅうふきんせいど</small> ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 <small>へいせい ねん がつ いぜん こくみんねんきん にんい かにゅうたいしょう</small> <small>がくせい</small> ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入であった被用者等の配偶者で任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級相当の障がいがある人 <small>しょうわ ねん がつ いぜん こくみんねんきん にんい かにゅう ひょうしや</small> <small>とう はいぐらしや にんい かにゅう きかん しょしんび</small> <small>げんざいしょうがいきそ ねんきん きゅう きゅうぞうとう しょう</small>	<small>しょうがいきそ ねんきん きゅうがいたう</small> 障害基礎年金1級該当 <small>げつがく えん</small> 月額 56,850円 <small>しょうがいきそ ねんきん きゅうがいたう</small> 障害基礎年金2級該当 <small>げつがく えん</small> 月額 45,480円 (R7.4～)	<small>とくていしょうがいしゃ たい とく</small> 特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律 <small>べつしょうがいしゃきゅうふきん しきゅう</small> <small>かん ほうりつ</small>			
護	<b>高齢重度障害者医療費助成</b> <small>こうれいじゅうどうしょうがいしゃいりょうひ じよせい</small> ・65歳以上の療育手帳A判定の知的障がいのある人(65歳から74歳以下の人は別途、後期高齢者医療保険加入手続きが必要) <small>さいいじょう りょういくてちょう はんてい ちてき しょう</small> <small>ひと さい さい いか ひと べつと こうき こうれいしや</small> <small>いりょう ほけん かにゅう てつづ ひつよう</small> ・所得制限あり	<small>けんこう ほけん しんりょう う ばあい じこ ふた</small> 健康保険で診療を受けた場合の自己負担の一部を助成する <small>ん いちぶ じよせい</small>	●			
	<b>重度障害者(児)医療費助成</b> <small>じゅうどうしょうがいしゃ じ いりょう ひ じよせい</small> ・療育手帳A判定の知的障がいのある人 <small>りょういくてちょう はんてい ちてき しょう ひと</small> ・所得制限あり			医療介護課 43-6820(TEL) 43-6892(FAX) iryo@city.ako.lg.jp		

区 分	お ち 主 要 件	ない よう 内 容	りょういくてちょう 療育手帳			と あ さき 問い合わせ先	
			A	B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>		
日 常 生 活 援 護	けん しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 県・心身障害者扶養共済制度	ちてきしょう ひと ふよう さい みまん しんぞく ・知的障がいのある人を扶養する65歳未満の親族 かにゅう せいめい ほけん けいやく たいしょう が加入できる(ただし、生命保険契約の対象とできな い疾病・障がいを有しないこと)	かけきん げつがく 【掛金月額】 くち えん えん 1口 9,300円～23,300円 かけきん めんじょ きてい (掛金免除規定あり)				しゃかいふくし か 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
		かにゅうしゃ しぼう 【加入者死亡のとき】 げつがく くち えん しきゅう 月額(1口) 20,000円支給 しょう しゃ しぼう 【障がい者死亡のとき】 かにゅう きかん おう ちょういきん しきゅう 加入期間に応じて弔慰金を支給	●	●	●		
	しんしんしょうがいしゃとうかみ きゅうふ 心身障害者等紙おむつの給付	ざいたく ちてきしょう ひと ちょうき ・在宅の知的障がいのある人で長期にわたってねたき りょうじ しょう ひつよう ひと りの常時おむつの使用が必要な人 しょうとく せいげん ・所得制限あり	にち あ くみ げんど きゅうふ 1日当たり4組を限度として給付する	▲	▲	▲	
	ひょうごけん ざいたく じゅうどしょうがいしゃせいかつ 兵庫県在宅重度障害者生活 かんきょうかいはんしきんかしたつげきょう 環境改善資金貸付事業	りょういくてちょう しょうじしゃ そうごうはんてい もの ・療育手帳の所持者であって、総合判定「A」の者 じ (児)	かしたつ げんどがく えん 貸付限度額 1,000,000円 しょうかん きかん ねん いな い すえおき ご ねん いな い むりそく 償還期間 1年以内据置後6年以内無利 息	●			
しんしんしょうがいしゃ じ しか しんりょうじよ 心身障害者(児)歯科診療所	いつぱん しか いりん じゆしん こんなん ちてき しょう ひと ・一般歯科医院で受診困難な知的障がいのある人 けんこう ほけん てきょう じこ ふたん ぶん かくじ ふたん ・健康保険適用にかかる自己負担分を各自負担 しょうかい しゃかい ふくし か しんきつ ややく ひつよう ・初回は社会福祉課で診察の予約が必要	しかしんりょうじよ しんりょうおよ よぼう そ ち 歯科診療所における診療及び予防措置 しゅうかい か もく ごご じ ぶん (週2回火・木の午後1時30分～ じ そうごう ふくし かいかない 4時 総合福祉会館内)	●	●	●	しゃかいふくし か 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp	

区分	お主な要件	内容	療育手帳			お問い合わせ先
			A	B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	
日常生活支援	障がい者福祉タクシー利用助成 (タクシー利用券の交付)	・在宅の療育手帳A・B1所持者	500円相当額の福祉タクシー利用券を1 月あたり4枚交付する	●	●	
	重症心身障害者(児)自動 車燃料費助成	以下の①～③すべてに該当する人 ①在宅の身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた 人で、かつ療育手帳Aの交付を受けた人 ②市外の事業所で、生活介護、短期入所、児童発達 支援、放課後等デイサービスを利用している人 ③赤穂市福祉タクシー利用券を交付されていない人	市外の障害福祉サービス事業所等へ通所す るために使用する自家用車の運行に伴う燃 料費の一部を年間24,000円を上限として 助成する。	●		
	障害者住宅改造費用の助成	・生涯にわたり自宅での生活を希望する知的障がいのあ る人 (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付 を優先)	住宅改造する費用及び耐震診断に係る 経費の一部を助成する 最高限度額 1,000,000円 ※所得状況による	●	●	●
	障害者等日常生活用具の給 付	・市内に住所のある障がいのある人で障がい及び程度に よる制限あり(所得に応じて自己負担あり) (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付 を優先)	日常生活の利便を図るため、生活用品を 給付	●	●	●
相談	赤穂市障がい者基幹相談支 援センター(え～る)	・特殊マット・頭部保護帽・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器		●		
		・紙おむつ(脳原性運動機能障がいによる肢体不自由2級以上かつ知的障がい)	障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域でより豊かな生活が送れる よう、窓口・電話・訪問等での相談に対応する	●	●	●

社会福祉課  
43-6833(TEL)  
45-3396(FAX)  
shougai@city.ako.lg.jp

区 分	お ち 主 要 な 件	内 容	療育手帳			と あ さいき お問い合わせ先	
			A	B1	B2		
相 談 名 称	しょうがいしゃ 障害者ほっとライン (しょうがいのしゅべつやとうきゆう、てちようのうむはとわない) (障がいの種別や等級、手帳の有無は問わない)	さまざまなや たい そうごうてきそうだん う 様々な悩みに対して総合的に相談を受ける。 そうだんにちじげつようび きんようび [相談日時]月曜日～金曜日9:00～16:30 しゅくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く	/			ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-242-4260(FAX) shogaisha110@hyoshinkyo.jp	
	しょうがいしゃ べんごし ふくし せ 障害者のための弁護士・福祉専 門職による無料法律相談	ほうりつ もんだい べんごし ふくし せんもんしよく 法律にかかる問題について弁護士と福祉専門職が むりよう たいおう 無料で対応。 そうだんにちじげつ かいもくようび [相談日時]毎週火・木曜日13:00～16:00 しゅくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く				ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL)	
	しょうがいしゃ むりよう 障害者のための無料スマホ・パソコ ン相談室	しょうがいしゃ すまほ ばそこん そうごうそうだんまどぐち 障害者のためのスマホ・パソコン総合相談窓口 そうだんにちじげつ か すいきん [相談日時]月・火・水・金10:00～16:00 しゅくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く				ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-242-4262(FAX) digital@hyoshinkyo.jp	
税 の 控 除 等	しょうとくぜい 所得税	ほんにん こうじょたいしょうはいくうしやまた ふよう しんぞく ちてき しょう ・本人、控除対象配偶者又は扶養親族に知的障 がいのある人がいる場合	しょうとくこうじょがく 所得控除額	まんえん 27万円	●	●	あいおいぜい むしょ 相生税務署 0791-23-0231(TEL)
	じゅうみんぜい およ しんりんかんきょうぜい 住民税及び森林環境税	ちてき しょう ひと ・知的障がいのある人	こうけい しょうとく きん がく まんえん いか 合計所得金額が135万円以下 きゅうよしゆうにゆう ばあい えん (給与収入の場合、2,043,999円 以下) の場合、個人住民税 および森林環境税が非課税	まんえん 40万円	●		ぜい む か 税 務 課 43-6803(TEL) 43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp
	そうぞくぜい 相続税	しょう ひと そうぞく ばあい ・障がいのある人が相続した場合	そうぞくぜい 相続税からの こうじょがく 控除額	まんえん 26万円	●	●	
				まんえん 30万円	●		
		さい げんざい ねんれい (85歳 - 現在の年齢) × まんえん 10万円	●	●	あいおいぜい むしょ 相生税務署 0791-23-0231(TEL)		
		さい げんざい ねんれい (85歳 - 現在の年齢) × まんえん 20万円	●				

税の控除等	軽自動車税種別割	じゅうまた ちゅうど しんしんしょう ひと も ひと ・重度又は中度の心身障がいのある人、若しくはその人と せいけい いつ ひと うんてん しょう しゃ よう きょう 生計を一にする人が運転し、もっぱら障がいの用に供す じどう しゃ してい きじつ しんせいひつよう る自動車（指定の期日までに申請必要）	げん めん 減免 しょう くぶん ていど ※障がいの区分と程度により がいと う ばあい 該当にならない場合があります くわ し ぜいむか たつの けんぜい 詳しくは、市税務課または龍野県税 じむ しょ と あ 事務所にお問い合わせください	●	●		ぜい む か 税務課 43-6803(TEL)43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp
	自動車税種別割	じどう しゃ せいしゅべつわり けんぜいじむしょ うけつけ がつ がつ がつちゅう うけつけ ・県税事務所での受付は4月～2月(3月中は受付できません)					たつの けんぜいじむしょ 龍野県税事務所 0791-63-5130(TEL) 0791-63-2560(FAX)
自動車税環境性能割	じどう しゃ ぜいかんきょうせい の あり じょうき じどう しゃ しゅとく ばあい ・上記自動車を取得する場合	げん めん 減免 しょう くぶん ていど がいと う ばあい ※障がいの区分と程度により該当にならない場合 じょうげん があります。また、上限があります。	●	●		ひめじけん ぜいじむしょ 姫路県税事務所 079-231-4105(TEL)	
軽自動車税環境性能割	けいじどう しゃ ぜいかんきょうせい の あり						
区分	区 分	お ち 主 な よ う け ん 要 件	な い よ う 内 容	りょういくてちょう 療育手帳			と あ さ き お問い合わせ先
				A	B1	B2	
交通機関の料金等	NHK放送受信料	ちてき しょう ひと せたい せたい こう ・知的障がいのある人がいる世帯で、かつ、世帯構 せい いん ぜん いん し しょう ぜん みん ぜい ひかぜい ばあい 成員全員が市町村民税非課税の場合	ぜんがく めんじょ 全額免除	●	●	●	じゅしん りょうまどぐち NHK受信料の窓口 0570-077-077 (ナビダイヤル) ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後6時 ど にち しゅくじつうけつけ ※土・日・祝日も受付
		じゅうど ちてき しょう ひと せたいぬし じゅ ・重度の知的障がいのある人が世帯主で、かつ、受 しんけいやく しゃ ばあい 信契約者の場合	ほんがく めんじょ 半額免除		●		
	JR運賃	だいい しゅりょういくてちょうしよじしゃ かいじょしゃ りょう ぼ ・第1種療育手帳所持者が介助者と利用する場合、距離制限なし、急行も含む あい きより せいげん きゅうこう ふく ※所持者のみの利用については距離制限あり しよじ しゃ りょう きより せいげん	ほんにん かいじょしゃひとり わりびき 本人と介助者1人5割引 (定期乗車券も対象となる)	●	●	●	かくえきまどぐち J R 各駅窓口 てちょうていじ (手帳提示)
		だいい しゅりょういくてちょうしよじしゃ かたみち こ く ・第2種療育手帳所持者が片道100kmを超える区 かん りょう ぼ あい 間を利用する場合	ほんにん わりびき 本人のみ5割引	●	●	●	
	私鉄運賃	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	くわ かくてつがいはやまどぐち かくにん 詳しくは各私鉄会社窓口でご確認 ください	●	●	●	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口
船舶カーフェリー	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	くわ かせんぱく かいしま 詳しくは各船舶カーフェリー会社窓 どぐち かくにん 口でご確認ください	●	●	●	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口	

割 わり 引 び	みんかん こうえい 民間・公営バス	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者		くわ かく がいしゃまどぐち か 詳しくは各バス会社窓口で確 かくにん 認ください				かくかいしゃまどぐち 各会社窓口
	こくない こうくう ろんちん 国内航空運賃	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者		くわ かくこうくうがいしほまどぐち 詳しくは各航空会社窓口で かくにん 確認ください				かくかいしゃまどぐち 各会社窓口
めい しやう 名 称	く ぶん 区 分	おも な よ う けん 件	ない よ う 容	りょういでちやう 療育手帳			と あ さき お問い合わせ先	
				A	B1	B2		
交 通 機 関 ・ 公 共 料 金 等 の 割 引	ゆかりやうどうろ かりびき せいど 有料道路割引制度 (ETCを使用する場合)	かいご しゃ だい しゆりやういてちやう しよじしゃ の じ か ・介護者が第1種療育手帳所持者を載せて自家 よう じどうしゃ ちじん じかやうしゃ とう うんてん 用自動車、レンタカー、知人の自家用車等を運転す る場合 だい しゆりやういてちやう しよじしゃ とう じやうしゃ ば ・第1種療育手帳所持者がタクシー等に乗車する場 あ 合	わりびき しゃくしよ しゃかい ふくしか しやうめい じぜん 5割引(市役所社会福祉課で証明を受け、事前 とうろく しゃりやう しゃさいき つうこう 登録した車両・ETCカード・ETC車載器での通行 ひつよう が必要) じぜん とうろく しゃりよほがい つうこうじ げんきん ※事前登録した車両以外での通行時は、現金 わりびき ていじ わりびきてきようかのう レーンにて割引シール提示により割引適用可能	●	●	●	しゃかい ふくしか 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp	
	ゆかりやうどうろ かりびき せいど 有料道路割引制度 (ETCを使用しない場合)	かいご しゃ だい しゆりやういてちやう しよじしゃ の じ か ようじど ・介護者が第1種療育手帳所持者を載せて自家用自 うしゃ ちじん じかやうしゃ とう うんてん ばあい 動車、レンタカー、知人の自家用車等を運転する場合 だい しゆりやういてちやう しよじしゃ とう じやうしゃ ばあい ・第1種療育手帳所持者がタクシー等に乗車する場合	わりびき しゃくしよ しゃかい ふくしか ひつようじ こう 5割引(市役所社会福祉課で必要事項 きにゆう てちやう りやうきんしほら じ ていじ を記入した手帳を料金支払い時に提示 する)	●	●	●		
	うんちん タクシー運賃	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	わりびき 1割引	●	●	●	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口 てちやうていじ (手帳提示)	
そ の 他	ちゆうしゃきんし じよがい してい しゃひやうしやう 駐車禁止除外指定車標章の こうふ 交付	りょういくてちやう しよじしゃ 療育手帳A所持者	げん しやうちゆう しゃりやう どうろひやうしき どう 現に使用中の車両について、道路標識や道 ろ ひやうじ ちゆうしゃ きんし ばしやう 路標識で駐車を禁止している場所等における ひつよさいしやうげん ちゆうしゃ みと せいかつ りべん はか 必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図 るため「駐車禁止除外指定車標章」を交付 する。	●			あこう けいさつしよこうつうか 赤穂警察署交通課 43-0110(TEL) 45-0110(FAX) ※インターネットでも申請可 しんせい か くわ ひやうごけん けいさつ かくにん 詳しくは兵庫県警察ホームページをご確認ください	



めいしょう 名称	くぶん 区分	おもな要件	ないよう 内容	りょういでちよう 療育手帳			とあさき お問い合わせ先
				A	B1	B2	
その他	ちゅうしゃじょう ゆずりあい駐車場	ちてきしょう ひと いってい ようけん み ひと ・知的障がいのある人で一定の要件を満たす人	ひょうごけん けんないきょうつう ひょうご ちゅ 兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐 うしゃじょう りようしょう こうふ 車場利用証」を交付	●			しゃかいふくし か 社会福祉課  43-6809(TEL)  45-3396(FAX)
	ミライOID	りょういくてちようしよじしや ・療育手帳所持者	しょう しゃてちよう じようほうよ こ 障がい者手帳の情報を読み込み、スマートフォンで ひょうじ 表示できるほか、マイナポータルと手帳情報の連携 かのう が可能	(詳しくは右記にお問い合わせください)			かぶ (株) ミライO とあ 問い合わせフォームより とあ お問い合わせください
福祉資金	せいかつ ふくし し きん かしつけ 生活福祉資金の貸付						
	なりわい いとな ひつよう けいひ ① 生業を営むために必要な経費	しんき かいぎよう じぎょうけいぞく いちじてき ひつよう けいひ こうじようてき ひつよう ・新規開業、事業継続のため一時的に必要な経費で、恒常的に必要な けいひ のぞ こんご あんてい しゅうにゆう かくほ じぎょう ほか ふさい へん 経費を除く（今後、安定した収入を確保できない事業、他の負債への返 さい じぎょう うんてん しきん じんけんひ せいかつひ かしつけ 済、事業の運転資金、人件費、生活費の貸付はできない） なりわい いとな じどうしゃ こうにゆう ・生業を営むための自動車の購入	4,600,000円以内	●	●	●	しゃかい ふくし きょうざい 社会福祉協議会  42-1397(TEL)  45-2444(FAX)  ako-shakyo@ako-shakyo.jp
	ぎのう しゅうとく ひつよう けいひ ② 技能習得に必要な経費	こうとうがっこう こうとうせんもんがっこう たんき だいがく だいがく せんしゅうがっこう たかく ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校およびその他各 しゅがっこう つうしんせい ていじせい ふく ざいがく きかん つう ひつよう けいひ 種学校(通信制、定時制を含む)の在学期間を通じて必要となる経費 ぎのうしゅうとくきかんちゅう せいけい いじ ひつよう けいひ ・技能取得期間中の生計を維持するために必要な経費 しゅうろう ひつよう ちしき ぎじゅつしゅうとくけいひ ・就労するために必要な知識・技術習得経費 にちじようせいかつ べんぎ はか うんてんめんきょしゅうとく けいひ ・日常生活の便宜を図るための運転免許取得経費	5,800,000円以内	●	●	●	
	しゅうしょく きのう しゅうとくとう したく けいひ ③ 就職・技能習得等の支度経費	かしつたいしょう もの こうとうがっこう こうとうせんもんがっこう たんき だいがく だいがく せんしゅうがっこう ・貸付対象である者が、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校お たかくしゅがっこう つうしんせい ていじせい ふく にゅうがく にゅうがく にゅうがくま よびその他各種学校(通信制、定時制を含む)の入学にあたり、入学時または入学前 ひつよう けいひ じゅけんりょうかしつけ に必要な経費（受験料の貸付はできない） じたく つうがく こんなん ばあい げしゅく りょうとうにゆうきよひよう ・自宅からの通学が困難な場合における下宿・寮等の入居費用	500,000円以内	●	●	●	
	じゅうたく ぞうかいちく かいしゅうとうけいひ ④ 住宅の増改築、改修等経費	じゅうたくぞうちくかいちくかくちよう ほしゅうほぜん ひつよう けいひ ・住宅の増築、改築、拡張、補修、保全のために必要な経費 こうえいじゅうたくほうきてい こうえいじゅうたくゆずう ひつよう けいひ ・公営住宅法に規定する公営住宅を譲り受けるために必要な経費	2,500,000円以内	●	●	●	

区 分	内 容	療育手帳			と あ さき お問い合わせ先
		A	B1	B2	
めい しょう 名 称					
⑤福祉用具購入経費	日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に必要な経費	1,700,000円以内			
⑥障がい者自動車購入経費	障がい者が自ら運転する自動車、または障がい者と生計を一にする者が、当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための自動車を購入する場合(通院およびリハビリに使用する自動車)/(通園、通勤、通所等の送迎に使用する自動車) オプション費用については上限100,000円 必要総額に対し、20%以上の自己資金が必要	2,500,000円以内			
⑦中国残留邦人年金追納に必要な経費	国民年金の保険料免除期間とみなされた期間について、保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	●	●	●
⑧障がい者サービス等に必要な経費 ※障害者総合支援法による障害福祉サービス受給中の世帯が対象	サービス受給期間中、生計維持するのに必要な経費(家賃、光熱水費、食費、被服費等)	2,300,000円以内			
⑨その他日常生活上一時的に必要な経費	日常生活上一時的に必要な経費で、その費用の支払いがなければ今後の生活に支障を及ぼす恐れがあると思われる経費(生活費など根拠を明らかにすることのできない費用、家賃等の滞納、公共料金の未払金、借入金の返済の貸付はできない)	500,000円以内			
※すべて無利子(ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%)					

社会福祉協議会  
42-1397(TEL)  
45-2444(FAX)  
ako-shakyo@ako-shakyo.jp